

淡路広域消防事務組合人事行政の運営等の状況について

淡路広域消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 28 年条例第 236 号）に基づき、令和 2 年度における人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、令和 3 年 4 月 1 日現在の状況であります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日）

区 分	採用者数		備 考
	新規	再任用 (短時間)	
消防職	4 人	2 人	令和 3 年 4 月 1 日付

(2) 職員の事由別退職状況（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日）

区 分	定年退職	早期希望退職	普通退職	計
消防職	4 人	0 人	2 人	6 人

- (注) 1 定年退職とは、60 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日に退職することです。
 2 早期希望退職とは、以下の要件に該当する職員で、早期希望退職の募集に応じ、定年前に退職することの認定を受けて退職することです。（退職日となる平成 31 年 3 月 31 日において、20 年以上勤続し、かつ年齢が 45 歳以上である職員。）
 3 普通退職とは、定年退職、早期希望退職以外の者で、自己都合により退職することです。（死亡退職を含む。）

(3) 職員数の状況と主な増減理由 （各年 4 月 1 日現在）

区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	令和 3 年	令和 2 年		
消 防	185 (2) [204]	187 (3) [204]	-2 (-1)	普通退職等

- (注) 1 () 内の数字は、再任用短時間勤務職員数。
 2 [] 内の数字は、条例定数の合計である。
 3 構成 3 市からの派遣職員を除く。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6 人	22 人	27 人	26 人	20 人	20 人	18 人	25 人	9 人	3 人	9 人	(2) 人	185(2) 人

(注) 1 () 内の数字は再任用短時間勤務職員数。

2 構成3市からの派遣職員を除く。

(5) 職員数の推移

(単位：人)

年 度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	過去5年間 の増減数
職員数	180	181	182	184	187	185	5

(注) 定員管理調査（再任用短時間勤務職員を除く。）において報告した部門別職員数。

2 職員の人事評価の状況

当組合職員の人事評価実施規程に基づき、適正に実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年4月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和元年度 の人件費率
令和2年度	131,729人 (構成団体人口合算)	2,288,104 千円	29,859 千円	1,372,892 千円	60.0 %	69.4 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和2年度	187人	632,360 千円	194,240 千円	250,008 千円	1,076,608 千円	5,757 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の消防吏員の人数である。

3 給与費については、消防吏員の給与費である。（再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。）

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
淡路広域消防事務組合	35.4 歳	279,525 円	345,307 円
兵庫県	43.9 歳	331,000 円	423,459 円
国	43.2 歳	327,564 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
(再任用短時間勤務職員は除く。)
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- 3 「兵庫県」及び「国」においては、令和2年4月1日現在の状況である。

② 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		淡路広域消防事務組合
消防職	大 学 卒	188,700 円
	高 校 卒	154,900 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
消防職	大 学 卒	265,633 円	該当者なし	373,800 円	該当者なし
	高 校 卒	239,300 円	312,400 円	354,086 円	382,300 円

(4) 職員の級別職員数等の状況

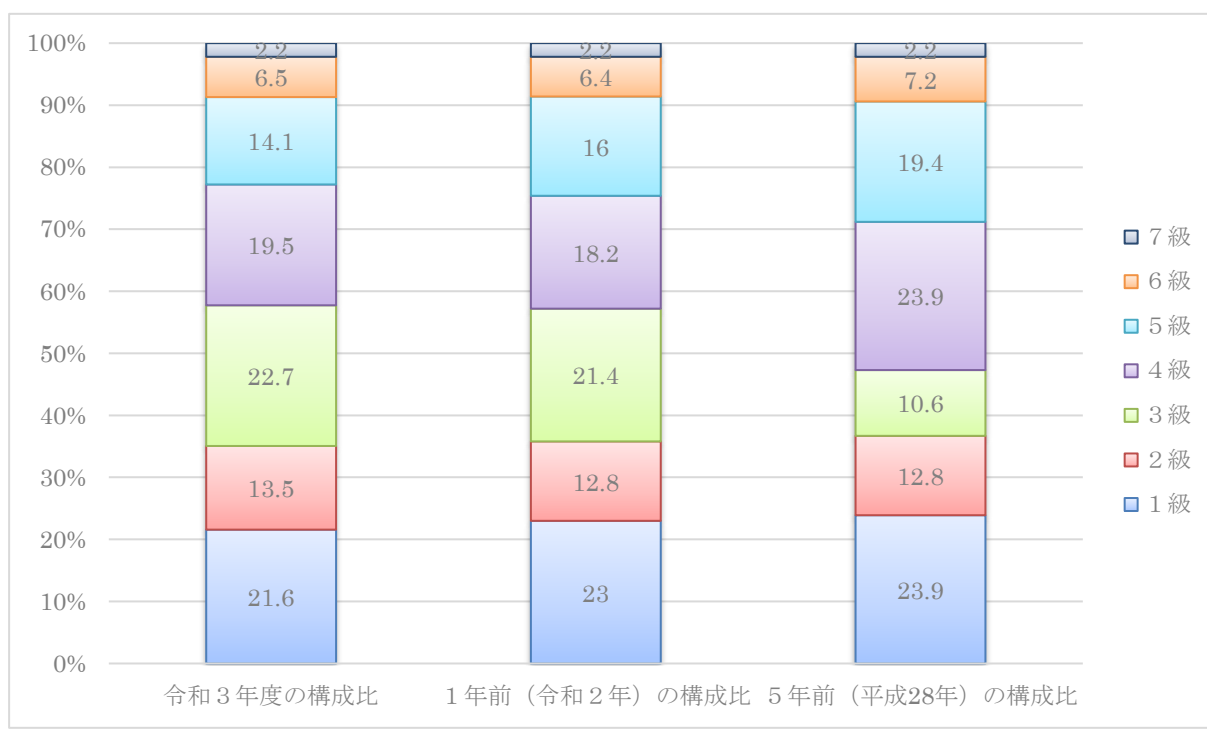
① 級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	消防士の職務	40人	21.6%	146,100円	247,600円
2級	1 消防副士長の職務	25人	13.5%	195,500円	304,200円
	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務				
3級	1 消防士長の職務	42人	22.7%	231,500円	350,000円
	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防副士長の職務				

4 級	1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	36 人	19.5 %	264,200 円	381,000 円
5 級	1 消防司令の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務	26 人	14.1 %	289,700 円	393,000 円
6 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務	12 人	6.5 %	319,200 円	410,200 円
7 級	消防監又は消防司令長の職務	4 人	2.2 %	362,900 円	444,900 円

(注) 1 淡路広域消防事務組合一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

② 職員数構成比の推移



(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

淡路広域消防事務組合	兵 庫 県	国
------------	-------	---

1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,348 千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,882 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 勤勉手当 1.90月分 (0.90)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 勤勉手当 1.90月分 (0.90)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 勤勉手当 1.90月分 (0.90)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2~15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当 (令和2年4月1日現在)

淡路広域消防事務組合			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 21,909千円 (定年)					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度及び令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)			252 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)			252,216 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市内全地域	0.0 %	1 人	0 %

④ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	17,656 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	107,656 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)	86.3 %
手当の種類 (手当数)	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
出動手当	消防吏員	緊急時に出動し、消防の業務に直接従事した職員	5,561 千円	水・火災等出動の場合 1回 機関員510円、 その他の者380円 救急出動の場合 1 回 機関員380円、 その他の者240円
通信手当	消防吏員	水・火災並びに天災事変に際して通信業務に従事したとき	52 千円	1回 70円
当務手当	消防吏員	隔日勤務する者が勤務日に直接夜間特殊勤務に従事したとき	11,848 千円	1当務 650円
救急救命業務 従事手当	消防吏員	救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務に従事した場合	114 千円	1回 510円
防疫等作業手当	消防吏員	新型コロナウイルス感染症患者等の救護に係る作業等に従事した場合	81 千円	1日 3,000円又は 4,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	12,285 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	108 千円
支給実績（令和元年度決算）	19,267 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	113 千円

（注） 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

⑥ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)

扶養手当	扶養親族のある職員 に対して支給 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ・16歳になる年度初 めから22歳になった 年度末までの子の加 算 5,000円	同	—	31,715 千円	271,064 円
住居手当	自ら居住するため住 宅を借り受け、家賃 を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超 (家賃-27,000 円) ×1/2+11,000 円 (28,000円限 度)	同	—	13,307 千円	332,675 円
通勤手当	通勤のため交通機関 、交通用具（自動車 等）を使用している 職員に支給（徒歩に より通勤するものと した場合の通勤距離 が片道2km未満であ る職員を除く） (55,000円限度)	異	国は片道2 k m未満無 支給。	18,543 千円	100,232 円
管理職手当	管理又は監督の地位 にある一定範囲の職 員に対して、その職 務の特殊性に着目し て支給 (40,000円～85,000 円)	異	支給区分・ 金額が異な る	8,180 千円	681,667 円
管理職 特別勤務手当	管理職が臨時又は緊 急の必要その他の公 務の運営の必要によ り、週休日等に勤務 したときに支給	同	—	—	—

	管理職が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに支給	同	—	27 千円	9,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	15,853 千円	103,617 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給			53,322 千円	416,579 円
単身赴任手当	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される ・30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 (70,000円限度)	同	—	—	—

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

	毎日勤務	交替勤務
--	------	------

始業・就業時間	8：30～17：15	9:00～翌日の9：00
休憩時間	12：00～13：00	12:00～13：00、17:45～18:30 21:30～21:45、翌7:00～7:30
仮眠時間	—	24時～翌朝6時まで
1日の勤務時間	7時間45分	15時間30分（1当務）
1週間の勤務時間	38時間45分	310時間（8週間）

(2) 主な休暇の種類（令和3年4月1日現在）

休暇の種類	内容、付与要件等	期間等
年次休暇	職員の請求する時期に付与される	1暦年につき20日以内 最大（繰越日を含め） 1暦年につき40日以内
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	・公務災害又は通勤災害の場合（必要と認められる期間） ・結核性疾患の場合（2年の範囲内） ・上記以外の場合（90日の範囲内で必要と認められる期間）
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合	
公民権行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署への出頭	職員が裁判員等として官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のため骨髄等を提供する場合で、当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
産前休暇	出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産予定日8週間前の日から 出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を

		経過する日までの期間
保育時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日以内
育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後9週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
生理休暇	生理のため勤務が著しく困難である場合	職員が請求した期間
短期の介護	職員が、家族の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認められるとき	親族の区分により 1日から10日までの期間
父母の追悼 (法要)	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
現住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日以内
災害・交通機関の事故等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
退勤途上の危険回避	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇	職員が要介護者（配偶者、父母、子等）の介護をするため、必要とする場合に認められる無給の休暇	3回を超えず、かつ、通算して6か月以内で指定する期間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	期間内において1日につき2時間を超えない範囲内

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

分限処分とは、勤務実績が良くない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任、免職及び休職）のことです。

区 分	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合				0
心身の故障の場合			1	1
職に必要な適格性を欠く場合				0
廃職又は過員を生じた場合				0
刑事事件に関し起訴された場合				0

(2) 職員の懲戒処分の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分（免職、停職、減給及び戒告）のことです。

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反等関係					0
公務外非行関係					0
公金官物取扱関係					0
道路交通法違反関係					0
監督責任関係					0

6 職員のサービスの状況

(1) サービス規律遵守に関する取り組み（令和2年度）

- ・綱紀粛正及びサービス規律の確保について（消防長庁達第7号）

7 職員の研修の状況

消防学校等への入校状況（令和2年度）

学 校 名	研 修 科 目	期 間	人 員
兵庫県消防学校	初任教育	6ヶ月間	5名
	専科教育 危険物科	5日間	1名
	救急科	38日間	5名

	救助科	22日間	1名
	救急救命士養成課程	7ヶ月間	2名
	研修 山岳救助器具取扱技術研修	3日間	1名
消防大学校	専科教育 火災調査科	51日間	1名

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（令和2年度）

負担金	216,298 千円
1人当たり負担額	1,156,672 円

(2) 職員互助会負担金（令和2年度）

負担金	1,253 千円
1人当たり負担額	6,700 円

(3) 退職手当組合負担金（令和2年度）

負担金	102,564 千円
1人当たり負担額	548,472 円

(4) 職員健康診断等の実施状況（令和2年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	184 人
人間ドック	53 人
特定業務(深夜業務)従事者健康診断	117 人
脳ドック	4 人

(5) 公務災害等の発生状況（令和2年度）

申請		認定	不認定	継続審議
公務災害	1 件	1 件	件	件
通勤災害	2 件	2 件	件	件